

## 信州型フリースクール認証制度 令和8年度制度をともにそだてる懇談会 設置要綱

### (趣旨)

第1条 不登校児童生徒の多様な学びの場を確保するうえで重要な役割を果たすフリースクール等民間施設を認証し、必要な支援を行う「信州型フリースクール認証制度」は、創設から3年目を迎える。

この機に、これまでの取組を検証し、制度の見直しや運用方法の明確化、さらにはフリースクールと学校との連携の一層の充実を図るため、学識経験者、教育関係者、不登校児童生徒の保護者及び当事者経験のある若者から幅広く意見を聴取する「制度をともにそだてる懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

### (会議事項)

第2条 懇談会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 認証制度の見直しについて
- (2) 認証制度の運用方法の明確化について
- (3) フリースクールと学校との連携について
- (4) その他、制度の改善に必要な事項

### (構成)

第3条 懇談会の構成員は、別表のとおりとする。なお、必要に応じ、その他の者の意見を聴くことができる。

### (座長)

第4条 懇談会に座長を置く。

### (開催時期)

第5条 懇談会は令和8年5月1日から令和8年12月31日までの間、開催するものとする。